国不建技第６６号
令和８年８月１０日

建設業団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

令和８年熊本地震による災害の発生に伴う
ストックヤード運営事業者登録規程上の特例措置等について

令和８年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、８月７日付けで公布・施行された令和８年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和８年政令第２６０号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第１３１７号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第３条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第４条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、ストックヤード運営事業者登録規程（令和５年国土交通省告示第１５７号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

・変更等の届出について（権利利益保全法第４条関係）

令和８年熊本地震により、ストックヤード運営事業者登録規程第７条第１項の規定に基づく管理状況年報の報告、同規程第８条第１項の規定に基づく変更の届出、同規程第９条第１項の規定に基づく廃業等の届出（届出等を行うべき期限が令和８年７月２８日から令和８年１１月２６日までに到来する

受付
26.08.18
一般社団法人
日本電設工業協会

ものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和８年１１月２７日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上の責任を問わないものとする。